

○旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について（平成 14 年 1 月 30 日付け国自総第 446 号、国自旅第 161 号、国自整第 149 号）
※本文のみ

改 正			現 行		
制 定 平成 14 年 1 月 30 日 国自総第 446 号 国自旅第 161 号 国自整第 149 号 最終改正 令和 7 年 8 月 7 日 国自安第 46 号 国自旅第 64 号 国自整第 94 号			制 定 平成 14 年 1 月 30 日 国自総第 446 号 国自旅第 161 号 国自整第 149 号 最終改正 令和 7 年 3 月 31 日 国自安第 208 号 国自旅第 356 号 国自整第 272 号		
第 21 条 過労防止等 (1)～(5) (略) (6) 交替運転者の配置（第 6 項） ① (略) イ. (略) ロ. (略) 高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準について 1. (略) 2. 高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準			第 21 条 過労防止等 (1)～(5) (略) (6) 交替運転者の配置（第 6 項） ① (略) イ. (略) ロ. (略) 高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準について 1. (略) 2. 高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準		
	高速乗合バスの交替運転者の配置基準	貸切バスの交替運転者の配置基準		高速乗合バスの交替運転者の配置基準	貸切バスの交替運転者の配置基準
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(4) 乗務中の体調報告	次のイ又はロの運行を行う場合にあっては、それぞれイ又はロに掲げる実車距離において、運転者は所属する営業所の運行管理者又は補助者（この表において「運行管理者等」という。）に電話等で連絡し、体調報告を行うとともに、当該運行管理者等はその結果を記録し、か	次のイ又はロの運行を行う場合にあっては、それぞれイ又はロに掲げる実車距離において、運転者は所属する営業所の運行管理者等に電話等で連絡し、体調報告を行うとともに、当該運行管理者等はその結果を記録し、か	(4) 乗務中の体調報告	次のイ又はロの運行を行う場合にあっては、それぞれイ又はロに掲げる実車距離において、運転者は所属する営業所の運行管理者又は補助者（この表において「運行管理者等」という。）に電話等で連絡し、体調報告を行うとともに、当該運行管理者等はその結果を記録し、か	次のイ又はロの運行を行う場合にあっては、それぞれイ又はロに掲げる実車距離において、運転者は所属する営業所の運行管理者等に電話等で連絡し、体調報告を行うとともに、当該運行管理者等はその結果を記録し、か

	うとともに、当該運行管理者等はその結果を記録し、かつ、その記録を 1 年間保存しなければならない。なお、当該記録については、書面又は電磁的方法による記録・保存のいずれでも差し支えない。 イ・ロ (略)	つ、その記録を <u>3 年間</u>保存しなければならない。なお、当該記録については、書面又は電磁的方法による記録のいずれでも差し支えない。 イ・ロ (略)
(略)	(略)	(略)

② (略)

(7) (略)

第 24 条 点呼等

(1) (略)

①・② (略)

③ 「対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法」とは、以下をいう。

・「対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和 5 年国土交通省告示第 266 号。以下「点呼告示」という。）」第 2 条において規定する遠隔点呼、業務前自動点呼及び業務後自動点呼

・輸送の安全及び旅客の利便の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、当該営業所の管理する点呼機器を用い、及び当該機器に備えられたカメラ、ディスプレイ等によって、運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を随時確認でき、かつ、運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果を、自動的に記録及び保存するとともに当該運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できる方法

	うとともに、当該運行管理者等はその結果を記録し、かつ、その記録を 1 年間保存しなければならない。なお、当該記録については書面又は電磁的方法による記録・保存のいずれでも差し支えない。 イ・ロ (略)	つ、その記録を <u>1 年間</u>保存しなければならない。なお、当該記録については書面又は電磁的方法による記録・保存のいずれでも差し支えない。 イ・ロ (略)
(略)	(略)	(略)

② (略)

(7) (略)

第 24 条 点呼等

(1) (略)

①・② (略)

③ 「対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法」とは、以下をいう。

・「対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和 5 年国土交通省告示第 266 号。以下「点呼告示」という。）」において規定する遠隔点呼及び業務後自動点呼

・輸送の安全及び旅客の利便の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、当該営業所の管理する点呼機器を用い、及び当該機器に備えられたカメラ、ディスプレイ等によって、運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を随時確認でき、かつ、運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果を、自動的に記録及び保存するとともに当該運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できる方法

・一人で事業を行っている場合は、アルコール検知器を使った酒気帯び有無の確認や車両の日常点検等、第 24 条各号で定める事項を自ら確認し、運行の可否を判断する方法

④ (略)

⑤ ③の方法による点呼を実施する場合は、以下に定めるところにより行うものとする。

(i)・(ii) (略)

(iii) 遠隔点呼の実施に係る留意事項

ア 運転者等が遠隔点呼等のみを受け、当該運転者等が属する営業所の運行管理者から長期間対面点呼を受けない場合は、1 か月に 1 回以上、運行管理者が当該運転者等と対面等で会話することで健康状態を把握するとともに、当該運転者等に対する指導及び監督を適切に行うことにより、安全運転の遵守等について指導すること。

イ 遠隔点呼実施時に運転者等の健康状態を確認する際、運転者等の顔の表情や話し方、当該運転者等からの自己申告の内容から総合的に健康状態が判断されるが、遠隔点呼実施時の運転者等の体温、血圧等の測定結果を平時の測定値と比較して判断がなされることが推奨される。

ウ 点呼告示第 5 条第 8 号の機能によって電磁的方法により記録され、遠隔点呼実施地点間で共有された事項について、遠隔点呼を受けた運転者等が属する営業所の運行管理者等は、当該遠隔点呼の実施後、速やかに（原則、翌営業日以内とする。）、上記共有事項について確認するよう指導すること。

エ 点呼告示第 6 条第 2 号においてビデオカメラその他の撮影機器による確認を求めているのは、なりすまし、アルコール検知器の不正使用及び所定の場所以外での遠隔点呼の実施を防止する趣旨であることから、遠隔点呼実施場所の天井に監視カメラを備える等の対応ができない場合は、運行管理者等が、アルコール検知器使用時に運転者等の全身やその周囲を随時、明瞭に確認できれば、クラウド型ドライブレコーダー、ノートパソコンに内蔵されている Web カメラ、スマートフォン等を使用しても差し支えない。

・一人で事業を行っている場合は、アルコール検知器を使った酒気帯び有無の確認や車両の日常点検等、第 24 条各号で定める事項を自ら確認し、運行の可否を判断する方法

④ (略)

⑤ ③の方法による点呼を実施する場合は、以下に定めるところにより行うものとする。

(i)・(ii) (略)

(iii) 遠隔点呼の実施に係る留意事項

(新設)

(新設)

(新設)

点呼告示第 6 条第 2 号においてビデオカメラその他の撮影機器による確認を求めているのは、なりすまし、アルコール検知器の不正使用及び所定の場所以外での遠隔点呼の実施を防止する趣旨であることから、遠隔点呼実施場所の天井に監視カメラを備える等の対応ができない場合は、運行管理者等が、アルコール検知器使用時に運転者等の全身やその周囲を随時、明瞭に確認できれば、クラウド型ドライブレコーダー、ノートパソコンに内蔵されている Web カメラ、スマートフォン等を使用しても差し支えない。

オ 点呼告示第 7 条第 5 号の連絡及び同条第 6 号の体制の整備がなされるよう、遠隔点呼実施地点間の運行管理者等の間で連絡先を共有し、常時連絡できる体制を整えるよう指導すること。

(iv) (略)

(v) 自動点呼の実施に係る留意事項

ア 自動点呼を実施しようとする事業者には、「自動点呼機器認定要領（令和 7 年 6 月 11 日付け国自安第 28 号）」に基づき、国土交通省の認定を受けた自動点呼機器を使用するよう指導すること。

イ 運転者等が自動点呼等のみを受け、当該運転者等が属する営業所の運行管理者から長期間対面点呼を受けない場合は、1 か月に 1 回以上、運行管理者が当該運転者等と対面等で会話することで健康状態を把握するとともに、当該運転者等に対する指導及び監督を適切に行うことにより、安全運転の遵守等について指導すること。

ウ 業務前自動点呼を行う前までに、運転者等の平時の体温及び血圧の値を 10 日分程度取得し、業務前自動点呼実施時における当該運転者等の平時の値を把握すること。なお、当該値については、第 21 条第 5 項に基づく健康状態の把握等により定期的に確認し、随時見直すことが推奨される。

エ 点呼告示第 10 条第 1 号においてビデオカメラその他の撮影機器による確認を求めているのは、なりすまし、アルコール検知器の不正使用及び所定の場所以外での自動点呼の実施を防止する趣旨であるところ、自動点呼実施場所の天井に監視カメラを備えることをはじめとして、運行管理者等が、自動点呼機器操作時の様子及びアルコール検知器使用時の運転者等の全身やその周囲を自動点呼実施中又は終了後に明瞭に確認できれば、ドライブレコーダー、ノートパソコンに内蔵されている Web カメラ、スマートフォン等を使用しても差し支えない。

(vi) 自動点呼を実施する場合等における運輸支局長等への届出関係

ア 自動点呼を実施しようとする事業者には、自動点呼実施営業所を管

(新設)

(iv) (略)

(v) 業務後自動点呼の実施に係る留意事項

業務後自動点呼を実施しようとする事業者には、「業務後自動点呼機器認定要領（令和 5 年 3 月 31 日付け国自安第 160 号）」に基づき、国土交通省の認定を受けた自動点呼機器を使用するよう指導すること。

(新設)

(新設)

点呼告示第 10 条においてビデオカメラその他の撮影機器による確認を求めているのは、なりすまし、アルコール検知器の不正使用及び所定の場所以外での業務後自動点呼の実施を防止する趣旨であることから、業務後自動点呼実施場所の天井に監視カメラを備える等の対応ができない場合は、運行管理者等が、業務後自動点呼機器操作時の様子及びアルコール検知器使用時の運転者等の全身やその周囲を業務後自動点呼実施中又は終了後に明瞭に確認できれば、ドライブレコーダー、ノートパソコンに内蔵されている Web カメラ、スマートフォン等を使用しても差し支えない。

(vi) 業務後自動点呼を実施する場合等における運輸支局長等への届出関係

ア 業務後自動点呼を実施しようとする事業者には、業務後自動点呼実

轄する運輸支局長等に、当該点呼実施予定日の原則 10 日前までに別紙 6 の届出書を提出するよう指導すること。

イ 提出した届出書の記載内容を変更しようとする事業者には、変更の実施に先立ち、自動点呼実施営業所を管轄する運輸支局長等に別紙 7 の届出書を提出するよう指導すること。

ウ 自動点呼の実施を終了しようとする事業者は、遅滞なく、自動点呼実施営業所を管轄する運輸支局長等に別紙 8 の届出書を提出するよう指導すること。

⑥～⑧ (略)

(2) (略)

(3) 業務前、業務後及び業務途中の点呼等の記録等 (第 5 項)

①～③ (略)

④ 点呼告示第 7 条第 12 号、第 11 条第 1 項第 16 号及び同条第 2 項第 13 号に基づきあらかじめ定めた点呼実施場所について、以下のとおり記録するよう指導すること。

(例) ○○県××市 △△ (実施場所概要：車内、宿泊施設名等)

(4) (略)

「録音及び録画」する機器は、点呼実施者・運転者等側双方の音声を確認でき、かつ、運転者等に対して点呼を実施している様子が確認できる映像が保存されていれば、監視カメラ、ノートパソコンに内蔵されている Web カメラ、デジタルカメラ、スマートフォン等幅広く認められる。

点呼時の「録音及び録画」データ及び呼気の検査を行っている状況の「写真」データ (以下「動画データ等」という。) について、記録日がデータ表示画面や保存日から判別できない場合 (例：事業場の撮影を常時行った場合であって、画面データに撮影日が入力されていない場合等) には、記録日がいつであるか分かるように動画データ等と合わせて保存しておくこと。

動画データ等について、事業者内で利用するものの他、国の監査及び旅客自動車運送適正化事業実施機関で実施する巡回指導の際に参照する場合がある。

動画データ等の情報の取扱いについて、あらかじめ従業員に同意を得ておくことが望ましい。また、従業員のプライバシーに配慮するため、動画デー

施営業所を管轄する運輸支局長等に、当該点呼実施予定日の原則 10 日前までに別紙 6 の届出書を提出するよう指導すること。

イ 提出した届出書の記載内容を変更しようとする事業者には、変更の実施に先立ち、業務後自動点呼実施営業所を管轄する運輸支局長等に別紙 7 の届出書を提出するよう指導すること。

ウ 業務後自動点呼の実施を終了しようとする事業者は、遅滞なく、業務後自動点呼実施営業所を管轄する運輸支局長等に別紙 8 の届出書を提出するよう指導すること。

⑥～⑧ (略)

(2) (略)

(3) 業務前、業務後及び業務途中の点呼等の記録等 (第 5 項)

①～③ (略)

④ 点呼告示に基づく点呼等の記録等につき、運転者等が点呼を受ける場所としてあらかじめ定めた場所として、以下のとおり記録するよう指導すること。

(例) ○○県××市 △△ (実施場所概要：車内、宿泊施設名等)

(4) 点呼等の状況の記録 (第 6 項及び第 7 項)

「録音及び録画」する機器は、点呼実施者・運転者側双方の音声を確認でき、かつ、運転者に対して点呼を実施している様子が確認できる映像が保存されていれば、監視カメラ、ノートパソコンに内蔵されている Web カメラ、デジタルカメラ、スマートフォン等幅広く認められる。

点呼時の「録音及び録画」データ及び呼気の検査を行っている状況の「写真」データ (以下「動画データ等」という。) について、記録日がデータ表示画面や保存日から判別できない場合 (例：事業場の撮影を常時行った場合であって、画面データに撮影日が入力されていない場合等) には、記録日がいつであるか分かるように動画データ等と合わせて保存しておくこと。

動画データ等について、事業者内で利用するものの他、国の監査及び旅客自動車運送適正化事業実施機関で実施する巡回指導の際に参照する場合がある。

動画データ等の情報の取扱いについて、あらかじめ従業員に同意を得ておくことが望ましい。また、従業員のプライバシーに配慮するため、動画デー

タ等について、必要に応じてアクセスできる者の制限、パスワードの設定、ウイルス対策等を実施することが望ましい。

録音、録画及び撮影する機器（以下「録画機器等」という。）について、正常に作動しているか確認をすること。録画機器等が故障した場合にあっては、その後数日間録音、録画及び撮影ができない恐れがあることから、それを証するものとして故障日時、故障内容について記録し、90 日間電磁的方法で保存すること。また、故障した機器については速やかに修理又は交換を行うこと。

第 25 条 業務記録

(1) 事業用自動車の運行の業務は、原則として乗務員等が所属営業所を出て所属営業所に戻るまで継続しているとみるが、運転者がその途中 9 時間 以上事業用自動車を離れた場合又は乗務員等が業務を交替して下車して事業用自動車に関する業務から解放された場合は、そこで業務が終了したとみなして処理すること。

(2)～(6) (略)

(7) 第 4 項に規定する運行記録計は、輸送の安全を確保するための「安全運転管理」のみならず、労働時間の適正化に伴う「労務管理」にも有効であることから、道路運送車両の保安基準第 48 条の 2 第 2 項の規定に適合する車載部を有するもしくは組込型デジタル式運行記録計を導入することが推奨される。

(8) (略)

第 27 条 運行基準図等

(1) 運行基準図の記載については、映像、画像及び地図を用いることができる。

(2) 運行基準図の作成、備えについては、書面又は電磁的方法いずれでも差し支えない。

(3) 第 1 項第 3 号の「主なこう配、曲線半径、幅員及び路面の状態」とは、これらに当たるものの内、作成する運行基準図の対象となる系統において、乗務する運転者等に対し指導すべき特に注意を要する箇所等をいう。

タ等について、必要に応じてアクセスできる者の制限、パスワードの設定、ウイルス対策等を実施することが望ましい。

録音、録画及び撮影する機器（以下「録画機器等」という。）について、正常に作動しているか確認をすること。録画機器等が故障した場合にあっては、その後数日間録音、録画及び撮影ができない恐れがあることから、それを証するものとして故障日時、故障内容について記録し、90 日間電磁的方法で保存すること。また、故障した機器については速やかに修理又は交換を行うこと。

第 25 条 業務記録

(1) 事業用自動車の運行の業務は、原則として乗務員等が所属営業所を出て所属営業所に戻るまで継続しているとみるが、運転者がその途中 8 時間 以上事業用自動車を離れた場合又は乗務員等が業務を交替して下車して事業用自動車に関する業務から解放された場合は、そこで業務が終了したとみなして処理すること。

(2)～(6) (略)

(新設)

(7) (略)

第 27 条 運行基準図等

(新設)

(新設)

(新設)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

第 37 条 乗務員等台帳及び乗務員証

(1)・(2) (略)

(3) 乗務員証の作成・記載、携行・返還（第 3 項）

①～③ (略)

④ 第 4 号の運転免許証又は道路交通法第 95 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する免許情報記録（以下「免許情報記録」という。）の有効期限の記載は、乗務員証及び運転免許証若しくは免許情報記録との照合により、不正乗務の防止を図ろうとするものであるから、運転免許証又は免許情報記録の更新により有効期限に変更があれば、直ちに乗務員証にも更新後の有効期限を記入させること。

⑤～⑧ (略)

(4) (略)

附 則（令和 7 年 8 月 7 日付け国自安第 46 号、国自旅第 64 号、国自整第 94 号）

改正後の通達は、令和 7 年 8 月 7 日から施行する。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

第 37 条 乗務員等台帳及び乗務員証

(1)・(2) (略)

(3) 乗務員証の作成・記載、携行・返還（第 3 項）

①～③ (略)

④ 第 4 号の運転免許証の有効期限の記載は、乗務員証と運転免許証との照合により、不正乗務の防止を図ろうとするものであるから、運転免許証の更新により有効期限に変更があれば、直ちに乗務員証にも更新後の有効期限を記入させること。

⑤～⑧ (略)

(4) (略)

（新設）